

公立大学法人高崎経済大学理事会規程

平成23年度

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学定款（以下「定款」という。）第14条第1項の規定に基づき設置する理事会（以下「理事会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 理事会は、定款第17条に掲げる事項を審議する。

(招集)

第3条 理事会は、定款第15条に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会を招集しようとするときは、理事会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、あらかじめ副理事長、理事及び監事に通知する。

3 前項の通知は、緊急やむを得ない場合を除き、理事会の日時の7日前までにしなければならない。

(職務代理)

第4条 定款第16条第1項に規定する議長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理する。

(監事及び役員以外の者の出席)

第5条 定款第16条第4項の規定により理事会に出席する監事は、議決に加わる権利を有しない。

2 理事会が必要と認めるときは、副理事長及び理事以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(会議録)

第6条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項に定める議事録には、議長のほか、出席理事会構成員及び出席監事の全員が記名押印する。

(庶務)

第7条 理事会の庶務は、総務グループ企画チームにおいて処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日第157号)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月13日第63号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日第85号)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月9日第11号)

この改正は、令和4年4月1日から施行する。